

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成28年3月17日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町条例第6号

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
(聖籠町情報公開条例の一部改正)

第1条 聖籠町情報公開条例(平成10年聖籠町条例第3号)の一部を次のように改正する。

第12条の次に次の1条を加える。

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第12条の2 公文書の公開の決定又は公開請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項の規定は、適用しない。

第13条を次のように改める。

(審査請求があった場合の措置)

第13条 実施機関は、公文書の公開の決定又は公開請求に係る不作為について審査請求があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく聖籠町情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を公開することとする場合(町以外のものから当該公文書の公開について反対の意思を表示した書面が提出されている場合を除く。)

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

3 実施機関は、第1項の規定による諮問に対する答申があったときは、その答申を尊重して当該審査請求についての裁決を行わなければならない。

(聖籠町個人情報保護条例の一部改正)

第2条 聖籠町個人情報保護条例(平成16年聖籠町条例第3号)の一部を次

のように改正する。

第22条の次に次の1条を加える。

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第22条の2 第19条第1項に規定する決定又は開示等の請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項の規定は、適用しない。

第23条を次のように改める。

(審査請求)

第23条 実施機関は、第19条第1項に規定する決定又は開示等の請求に係る不作為について、審査請求があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、審査会に諮問し、その答申を尊重して当該審査請求についての裁決を行わなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報全部を開示することとする場合
- (3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合
- (4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の削除をすることとする場合
- (5) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用の停止をすることとする場合
- (6) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の目的外利用等の中止をすることとする場合

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

(聖籠町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正)

第3条 聖籠町情報公開・個人情報保護審査会条例(平成16年聖籠町条例第4号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第13条に規定する不服申立て」を「第13条第1項に

規定する審査請求」に改め、同条第2号中「第23条に規定する不服申立て」を「第23条第1項に規定する審査請求」に改める。

第6条中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

(聖籠町行政手続条例の一部改正)

第4条 聖籠町行政手続条例(平成8年聖籠町条例第20号)の一部を次のように改正する。

第19条第2項第4号中「ことのある」を削る。

(聖籠町固定資産評価審査委員会条例の一部改正)

第5条 聖籠町固定資産評価審査委員会条例(昭和35年聖籠町条例第3号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項第1号中「住所」の次に「又は居所」を加え、同項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 審査の申出に係る処分の内容

第4条第3項中「住所」の次に「又は居所」を加え、「行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第13条第1項」を「行政不服審査法施行令(平成27年政令第391号)第3条第1項」に改め、同条に次の1項を加える。

6 審査申出人は、代表者若しくは管理人、総代又は代理人がその資格を失ったときは、書面でその旨を委員会に届け出なければならない。

第6条中第3項を第4項とし、第2項ただし書を削り、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成14年法律第151号。第10条第1項第2号において「情報通信技術利用法」という。)第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、前項の規定に従って弁明書が提出されたものとみなす。

第6条に次の1項を加える。

5 委員会は、審査申出人から反論書の提出があったときは、これを町長に送付しなければならない。

第14条を第16条とし、第13条を第15条とし、第12条を第14条

とし、第11条中「においては、」の次に「次に掲げる事項を記載し、委員会が記名押印した」を加え、同条を第13条とし、同条に次の各号を加える。

- (1) 主文
- (2) 事案の概要
- (3) 審査申出人及び町長の主張の要旨
- (4) 理由

第10条中「前3条」を「第7条から第9条まで」に改め、同条を第12条とし、第9条の次に次の2条を加える。

(手数料の額)

第10条 法第433条第11項において読み替えて準用する行政不服審査法(平成26年法律第68号)第38条第4項の規定により納付しなければならない手数料(以下この条及び次条において「手数料」という。)の額は、次の各号に掲げる交付の方法の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 法第433条第11項において読み替えて準用する行政不服審査法第38条第1項に規定する書面若しくは書類を複写機により用紙の片面若しくは両面に白黒若しくはカラーで複写したものの交付又は同項に規定する電磁的記録に記録された事項を用紙の片面若しくは両面に白黒若しくはカラーで出力したものの交付 用紙1枚につき10円(カラーで複写され、又は出力された用紙にあっては、20円)。この場合において、両面に複写され、又は出力された用紙については、片面を1枚として手数料の額を算定する。
- (2) 法第433条第11項において読み替えて準用する行政不服審査法第38条第1項の規定による交付を情報通信技術利用法第4条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う方法 前号に掲げる交付の方法(用紙の片面に複写し、又は出力する方法に限る。)によってするとしたならば、複写され、又は出力される用紙1枚につき10円

(手数料の減免)

第11条 委員会は、法第433条第11項において読み替えて準用する行

政不服審査法第38条第1項の規定による交付を受ける審査申出人が経済的困難により手数料を納付する資力がないと認めるときは、同項の規定による交付の求め1件につき2,000円を限度として、手数料を減額し、又は免除することができる。

2 手数料の減額又は免除を受けようとする審査申出人は、法第433条第11項において読み替えて準用する行政不服審査法第38条第1項の規定による交付を求める際に、併せて当該減額又は免除を求める旨及びその理由を記載した書面を委員会に提出しなければならない。

3 前項の書面には、審査申出人が生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあっては当該扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあっては当該事実を証明する書面を、それぞれ添付しなければならない。

（証人等の実費弁償に関する条例の一部改正）

第6条 証人等の実費弁償に関する条例（昭和41年聖籠町条例第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び農業委員会等に関する法律」を「、農業委員会等に関する法律」に、「の規定」を「その他法令（条例を含む。）の規定」に改める。

（聖籠町町営土地改良事業の経費賦課徴収に関する条例の一部改正）

第7条 聖籠町町営土地改良事業の経費賦課徴収に関する条例（昭和39年聖籠町条例第32号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出し中「異議申立」を「審査請求」に改め、同条第1項中「30日以内」を「3月以内」に、「異議を申立てる」を「審査請求をする」に改め、同条第2項中「異議申立を受けた」を「審査請求がされた」に、「決定しなければ」を「裁決しなければ」に改める。

（新潟県営開拓パイロット事業分担金賦課徴収に関する条例の一部改正）

第8条 新潟県営開拓パイロット事業分担金賦課徴収に関する条例（昭和43年聖籠町条例第9号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出し中「異議申立」を「審査請求」に改め、同条第1項中「30日以内」を「3月以内」に、「異議を申立てる」を「審査請求をする」に

改め、同条第2項中「異議申立てを受けた」を「審査請求がされた」に、「決定しなければ」を「裁決しなければ」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであってこの条例の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの条例の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。